

能登半島地震により影響を受けた特許手続きの救済策について

2024年1月1日に能登地方で発生した能登半島地震により影響を受け、特許・実用新案、商標、意匠に関する手続き期間を守れないか、守れなかった出願人に対し、以下のとおり期間延長または救済策があることをお知らせします。

①指定期間の延長（特許法第15条第2項、商標法第17条第2項、デザイン保護法第17条第2項）

- （対象）実体審査または方式審査に関する指定期間
- （手続）請求人（または代理人）が特許法施行規則別紙第10号書式（期間延長申請書）に指定期間延長の趣旨および理由を記載して申請
- （内容）意見書の提出、補正命令に対する指定期間の延長可能期間（通算4か月）から追加で延長可能

特許法第15条（期間の延長等）

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は第57条第1項に基づく審査官（以下、「審査官」とする）は、この法律に基づき特許に関する手続きを行う期間を定めた場合、請求によりその期間を短縮又は延長するか、職権によりその期間を延長できる。この場合、特許庁長等はその手続きの利害関係人の利益が不当に侵害されないよう短縮又は延長の有無を決めるべきである。

②法定期間の延長（特許法第15条第1項、商標法第17条第1項、デザイン保護法第17条第1項）

- （対象）拒絶査定不服審判の請求期間
- （手続）請求人（または代理人）が特許法施行規則別紙第10号書式（期間延長申請書）に法定期間延長の趣旨および理由を記載して申請
- （内容）1回に限り30日以内に申請

特許法第15条（期間の延長等）

①特許庁長は請求又は職権により第132条の17に基づく審判の請求期間を30日以内に1回のみ延長できる。ただし、交通が不便な地域にいる者の場合は、産業通商資源部令で定める規則に基づき、その回数及び期間を追加で延長できる。

③付加期間の付与（特許法第186条第5項、商標法第162条第4項、デザイン保護法第166条第5項）

- （対象）審決/却下決定に対する訴訟提起の期間
- （手続）請求人（または代理人）が特許法院における訴訟提起の付加期間の指定に関する指針（特許審判院例規第93号）別紙1号書式（付加期間指定申請書）に付加期間指定申請の趣旨および理由を記載して申請
- （内容）30日以内の範囲で付加期間を設定

特許法第 186 条（審決等に対する訴訟）

⑤ 審判長は住所又は居所が遠く離れたところにいるか交通が不便な地域にいる者のために職権により第 4 項の不変期間に対し付加期間を定めることができる。

特許法施行規則第 16 条（期間の指定）

⑤ 法律第 186 条第 5 項の規定により審判長が職権により定めることができる付加期間は 30 日以内の範囲にする。

④ 当事者が責任を負えない事由または正当な事由による期間未遵守に対する救済

④-1 拒絶査定不服審判の請求期間または再審請求期間の未遵守（特許法第 17 条、商標法第 19 条、デザイン保護法第 19 条）

○（手続）当事者が責任を負えない事由により期間を経過した場合、その事由が消滅した日から 2 か月以内、期間の満了日から 1 年以内に特許法施行規則別紙第 10 号書式（期間経過救済申請書）に期間経過の理由を証明する書類を添付して提出した上で拒絶査定不服審判または再審を請求する

特許法第 17 条（手続きの後日補完）

特許に関する手続きを行った者が責任を負えない事由により次の各号のいずれか一つに該当する期間を守れなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 か月以内に残りの手続きを後日補完することができる。ただし、その期間の満了日から 1 年が経過した場合には該当しない。

1. 第 132 条の 17 に基づく審判の請求期間
2. 第 180 条第 1 項に基づく再審の請求期間

④-2 手続きの補正命令に対する補正期間の未遵守（特許法第 16 条第 2 項、商標法第 18 条第 2 項、デザイン保護法第 18 条第 2 項）

○（手続）当事者の正当な理由により期間を経過した場合、その事由が消滅した日から 2 か月以内、期間の満了日から 1 年以内に特許法施行規則別紙第 10 号書式（期間経過救済申請書）に期間経過の理由を証明する書類を添付して提出する

特許法第 16 条（手続きの無効）

② 特許庁長又は特許審判院長は第 1 項に基づき、特許に関する手続きが無効になった場合として指定された期間を守れなかったことが正当な事由によることだと認められる場合には、その事由が消滅した日から 2 か月以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から 1 年が経過した場合には該当しない。

④-3 特許料の納付期間の未遵守（特許法第 81 条の 3 第 1 項、商標法第 77 条第 1 項、デザイン保護法第 84 条第 1 項）

- （手続）当事者の正当な事由により期間を経過した場合、その事由が消滅した日から 2 か月以内、期間の満了日から 1 年以内に特許権等の登録令施行規則別紙第 25 号書式（納付書）に設定登録を希望する者等が正当な事由により特許料を納付または補填できなかったことを証明する書類を添付して提出した上で特許料を納付するか補填する

特許法第 81 条の 3（特許料の追加納付又は補填による特許出願と特許権の回復等）

- ①特許権の設定登録を希望する者又は特許権者が正当な事由により追加納付期間に特許料を納付しなかったか、補填期間に補填しなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 か月以内にその特許料を納付するか補填することができる。ただし、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のいずれか遅い日から 1 年が経過した際には該当しない。

④-4 審査請求期間または再審査請求期間の未遵守（特許法第 67 条の 3 第 1 項）

- （手続）当事者の正当な事由により期間を経過した場合、その事由が消滅した日から 2 か月以内、期間の満了日から 1 年以内に特許法施行規則別紙第 10 号書式（期間経過救済申請書）に期間経過を証明する書類を添付して提出した上で審査または再審査を請求する

特許法第 67 条の 3（特許出願の回復）

- ①特許出願人が正当な事由により、次の各号のいずれかの一つに該当する期間を守れなかったため特許出願が取り消されたか、特許拒絶査定が確定されたと認められる場合には、その事由が消滅した日から 2 か月以内に出願審査の請求又は再審査の請求ができる。ただし、その期間の満了日から 1 年が経過した場合には該当しない。

1. 第 59 条第 2 項又は第 3 項に基づき出願審査の請求ができる期間
2. 第 67 条の 2 第 1 項に基づき再審査の請求ができる期間

⑤特許協力条約で定めた期間の未遵守（特許法施行規則第 88 条の 2 第 1 項）

- （手続）出願人またはその代理人は、本人の住所や営業所が属する地域または滞在地で起こった天災地変により、条約規則に基づく手続きを定められた期間内に行うことができなかった旨を証明する証拠書類を提出する

特許法施行規則第 88 条の 2（期間未遵守の救済）

- ①出願人又はその代理人は、本人の住所や営業所が属する地域又は滞在地で起こる戦争・革命・暴動・ストライキ・天災地変その他類似の事故により、条約規則に基づく手続きを、その手続きに対し定められた期間内に行うことができなかった旨を証明する証拠資料と、その手続きを最大限迅速に行った旨を証明する証拠書類を提出することができる

できる。ただし、条約規則でその手続きに対し定められた期間の満了日から6か月が経過した際には該当しない。

⑥ 手続き継続の申請（商標法第55条の3項）

○（手続）出願人は意見書提出期間を経過した場合、その期間が満了した日から2か月以内に特許法施行規則別紙第10号書式（手続き継続申請書）を提出する

商標法第55条（拒絶理由通知）

③ 第1項後段に基づく期間内に意見書を提出できなかった出願人はその期間の満了日から2か月以内に商標に関する手続きを継続行うことを申請し、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。